

年 月 日

関市長 様

住所

氏名

印

関市空き家情報バンク登録申込書兼誓約書

関市空き家情報バンクによる空き家に関する情報の登録を受けたいので、次の事項を誓約し、関市空き家情報バンク制度要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添付して申し込みます。

1 誓約事項

- (1) 申込みの内容に変更があったときは、直ちに関市空き家情報バンク登録変更届出書(別記様式第5号)により市長に届け出ます。
- (2) 関市空き家情報バンクにより取得した個人情報の取扱いについて次の事項を守ります。
  - ア 個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために収集及び利用しないこと。
  - イ 個人情報を漏えいすることのないよう適正に管理すること。
  - ウ 個人情報を市長の承諾なくして複写してはならないこと。
  - エ 個人情報は、用務が終了したときは、直ちに返却、廃棄、消去その他適正な措置を講じなければならないこと。
- (3) 空き家の賃貸借契約若しくは売買契約又は交渉に係るすべてについて、私(所有者)と空き家の利用を希望する者の両者又は協力事業者を加えた3者(以下「両者又は3者」という。)の間のみで行い、契約後のトラブル等についても両者又は3者の間で責任をもって解決します。

2 関係書類

- (1) 関市空き家情報バンク登録カード(別記様式第2号)
- (2) 空き家情報の公開に関する承諾書(別記様式第3号)
- (3) 登録を希望する空き家及びその敷地に係る登記簿謄本(当該空き家が未登記の場合には、固定資産税評価証明書その他の書類で所有者を明らかにするもの)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 注意事項

- (1) 関市は、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、空き家所有者と空き家利用希望者間又は協力事業者を加えた3者間で行う貸借及び売買に関する交渉並びに契約に関して仲介は行いません。
- (2) 関市は、関市個人情報保護条例(平成9年関市条例第45号)の規定に基づき、申込みをされた個人情報を利用者及び協力事業者へ提供するほか本事業の目的以外に利用いたしません。